



うちなー健康経営宣言

令和 4 年 6 月 7 日 第 450 号
令和 年 月 日 登録
更新

代表者メッセージ

まずは、自分から健康にしていく

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 食生活の改善に取り組む。
5. 運動機会の増進に取り組む。